

令和8年一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可更新申請書類の提出について

1 申請に必要なもの

- (1) 許可更新申請書（添付書類含む。）
- (2) 申請手数料 5,000 円（1月30日（金）までに、配付した納付書にてお支払いください。）

2 許可更新申請書について

申請書類一覧表 提出期間：令和8年1月19日（月）～2月6日（金）午後5時 ※必着

| | 申 請 書 類 | 提出根拠 |
|---|---|------------------------------|
| 1 | 許可更新申請書(第6号様式その1) | 法§7-2 条§24-1 条規§20 |
| 2 | (1) 保有車両一覧表(様式1) (春日井市該当車両のみ記入) (2) 保有車両ごとの自動車検査証(電子の自動車検査証の場合は、自動車検査証記録事項)の写し (3) 保有車両の写真(様式2) (一車につき4枚、前方及び後方からの写真で登録番号が確認できるものと、両側面からの全体写真で会社名等が確認できるもの) | 法規§2の2 ①イ 条規§20-3 |
| 3 | (1) 春日井市以外の許可状況一覧表(様式5) (2) 春日井市以外の許可証(一廃・産廃)の写し | 条規§20-3 |
| 4 | (1) 事業系一般廃棄物取扱状況調(様式6) (事業者名は省略せずに記入し、支店等複数契約の場合はそれぞれ記入のこと) ⇒ 紙媒体及び電子データで提出してください。 (2) 作業状況実績表(様式7) (3) 処理料金(様式8) | 法§7-5② 条規§20-1 条規§20-3 |
| 5 | (1) 定款(提出日前3か月以内に原本確認するもの) (2) 履歴事項全部証明書 (提出日前3か月以内に法務局の証明するもの) | 条規§20-3 |
| 6 | 欠格要件に該当しない旨の誓約書(様式9) ※外国籍の場合は、登記されていないことの証明書(提出日前3か月以内に法務局の証明するもの) | 法§7-5④ 条規§20-2 |
| 7 | (1) 貸借対照表 } 直前の事業年度のもの (2) 損益計算書 } (3) 市税に滞納がないことを証する書類(提出日前3ヶ月以内に証明するもの) | 法規§2の2 ②ロ 条規§20-3 |
| 8 | (1) 従業員調書(様式11) (当市の収集運搬業に係る全ての従業員) (2) 運転手の運転免許証(免許情報記録個人番号カードの場合は、マイナンバーカード表券面(顔写真)並びに免許証の有効期限及び違反歴が確認できる書類)の写し | 条規§20-3 |
| 9 | 法令等を遵守する旨の誓約書(様式12) | 条規§20-3 |

※変更がある場合には、次の書類も添付してください。

事業計画書、事業の用に供する施設の配置平面図(様式3)、事業の用に供する施設付近の見取図(様式4)、履歴書(法人にあっては、役員の名簿(様式10)及び履歴書)

法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

法規：法施行規則

条：春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

条規：条例施行規則

(裏面もご確認ください。)

3 提出方法

- (1) 提出書類は、全て紙媒体とし、窓口持参または郵送で提出してください。
- (2) 申請に必要な部数は2部（提出用・控用）です。控用は写しでもかまいません。
- (3) 郵送の場合は、控用の返信用封筒（要切手貼付）を同封してください。
- (4) 事業系一般廃棄物取扱状況調（様式6）は、別途電子データをごみ減量推進課に電子メールで提出してください。

4 留意事項

- (1) 個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法及び市条例に基づき適正に管理します。
- (2) 定款については、原本でない場合、余白に原本であること（原本と相違ないこと）の証明をし、日付、住所、会社名、代表者名を記入してください。
- (3) 欠格要件に該当する対象者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号及び春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(※)の2を確認してください。
※ 市のホームページ（ID：1009816）に掲載しています。

5 提出先及び問い合わせ先

〒486-8686

春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市環境部ごみ減量推進課 廃棄物対策担当

TEL：0568-85-6221

mail：gomigen@city.kasugai.lg.jp